

1 エスカレーター

○ エスカレーターは、エレベーターと同様に障がい者等の上下移動に有効な設備である。

(配慮すること)

- ① エスカレーターは、S1000型（有効幅員100cm）またはS1200型（有効幅員120cm）とする。
また、できれば車いす用エスカレーターとする。
- ② ステップの水平部分は3枚程度、定常段差まで5枚程度とする。
- ③ 移動手すりは、乗り口、降り口ともに120cm程度とする。
- ④ くし板はできるだけ薄いものとし、ステップと区別しやすいように色により縁取りをする。
- ⑤ 昇降速度は30m／分以下とする。

エスカレーターの例

